

ヤングケアラー

今回は、18歳以上のヤングケアラーについて御審議いただき、第4回若年支援部会（10月中旬予定）におきまして、18歳未満のヤングケアラーも含めた形で御審議いただきたく存じます。本年6月より、子ども・若者育成支援推進法の基本理念を定めた第2条第7号において、その子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行う「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（以下「ヤングケアラー」という。）が明記されましたので、以下の、法改正に係る国通知等からの引用を参考に、18歳以上のヤングケアラーについて方向性の御審議をいただきたく存じます。

<ヤングケアラーの定義>

○ ヤングケアラーの定義中の「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すものであることとされています。（出典：国通知 第二 ー 1（2）（こ支虐第265号））

<ヤングケアラーの対象年齢>

○ また、ヤングケアラー支援の対象年齢について、法は、おおむね30歳未満の者を中心として、施策内容によりおおむね40歳未満の者を対象としており、このことはヤングケアラーへの支援についても同様。具体的にはこども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、こども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、こども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得ることとしています。（出典：国通知 第二 ー 1（3）（こ支虐第265号））

⇒ よって、法律上は、「ヤングケアラー」のなかに40歳未満の若者も含むとしておりますので、本計画においても、「若者ケアラー」とあえて表記を分けず、「ヤングケアラー」に統一することとします。

<子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会の連携の努力義務>

○ ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものとされました。（法第21条）

- 概ね15歳以上のヤングケアラーに対しては、18歳以上となった際に頼ることができる支援先子ども・若者総合相談センターや民間支援団体等や若者に対する就労支援その他地域における若者支援施策等へのつなぎを行ったり、情報提供を行うことをサポートプランに盛り込んだりするなど、本人が18歳以上となる若者への移行期を迎えるにあたり必要となる支援内容を想定しつつ、具体的な支援等を検討する必要があります。（出典：国通知 第二 一 3（2）①（こ支虐第265号））
- 18歳以上のヤングケアラーである若者への支援体制の構築に当たっては、特に若者の世代は活動圏域が広域になること等を踏まえ、主に都道府県において、①オンライン等の若者がアクセスしやすい方法も取り入れながら、個々の若者の相談に応じ、その状況やニーズ・課題の整理の支援や、②それを踏まえた必要な支援（介護保険サービス、障害福祉サービス等の担当部署やサービス提供事業者等）に向けた市区町村へのつなぎを行うことや、③精神的なケアなどの専門的な相談支援やピアサポート等を行いうる体制を整備していくことが望まれます。（出典：国通知 第二 一 3（2）②（こ支虐第265号））
- 管内の子ども・若者総合支援センター等を18歳以上のヤングケアラーへの対応を中心的に行う主体とする、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する、あるいは管内をカバーしうる民間支援団体等に依頼するなどが考えられること。（出典：国通知 第二 一 3（2）②（こ支虐第265号））
- 支援の対象とする年齢層がより広い子ども・若者総合相談センターが、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会の支援をつなぐ拠点としての役割を担うことも望まれるところであり、例えば、以下のような対応が考えられること。
 - ①子ども・若者総合相談センターが要保護児童対策協議会の構成機関に加わること。
 - ②各市区町村において、子ども・若者総合相談センターや子ども・若者支援地域協議会の設置を一層促進すること。なお、こども家庭センターに、子ども・若者総合相談センターの機能を統合するなどして一体的に運営することは差し支えないこと。
（出典：国通知 第二 二 2（2）（こ支虐第265号））

※以下は、「取組の方向性」に現時点で記載しようとしているものです。

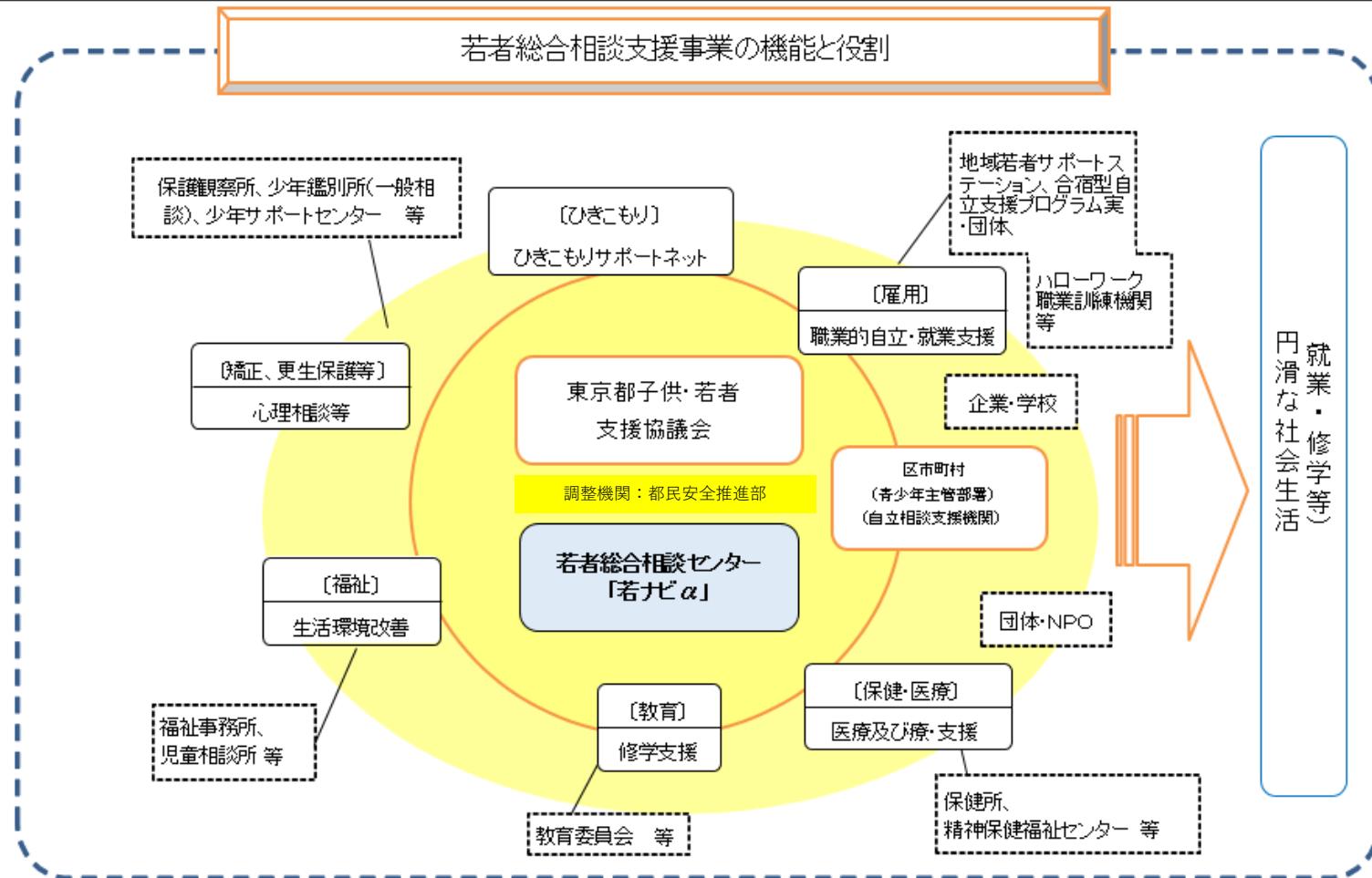
- 悩みを抱える若者が、自分に合ったサポートを見つけられるよう、スマートフォン等で、いつでも気軽に検索できるポータルサイト「若ぼた+」を構築します。このサイトにおいて、様々な民間支援団体と連携して、18歳以上のヤングケアラーへの支援に関する情報を掲載し、支援団体の取組や利用者の声を動画等で分かりやすく紹介するなど情報発信を行っていきます。

※上記以外の案文については、現状、都において各局で18歳上のヤングケアラーに対する支援を行っているため、今回の国通知で示された内容への対応の可否を含め、役割分担など、各局と協議した上で作成する予定です。

子ども・若者育成支援推進法

第13条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、**関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点**（第20条第3項において「**子ども・若者総合相談センター**」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

第19条 地方公共団体は、**関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図る**ため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される**子ども・若者支援地域協議会**（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。



代表者会議

	分野	構成機関
1	教育	教育庁指導部長
2		教育庁地域教育支援部長
3		教育相談センター所長
4	保健 ・ 医療 ・ 福祉	福祉保健局保健政策部長
5		福祉保健局生活福祉部長
6		福祉保健局少子社会対策部長
7		福祉保健局障害者施策推進部長
8		都児童相談センター次長
9		都立萩山実務学校長
10		都立中部総合精神保健福祉センター長
11		都保健所長会
12		特別区保健所
13		都発達障害者支援センター
14		都民生児童委員連合会
15	矯正・ 更生保護等	東京保護観察所
16		東京少年鑑別所
17		多摩少年院
18		警視庁生活安全部少年育成課
19	都保護司会連合会会長	
20	雇用	産業労働局雇用就業部長
21		厚生労働省東京労働局職業安定部長
22		(公財) 東京しごと財団事務局長
23	民間支援 団体等	(特非) 青少年自立援助センター
24		(特非) 日本子どもソーシャルワーク協会
25		(特非) 東京都就労支援事業者機構
26	区・市	特別区長会
27		東京都市長会
28	子供・若者支援 事業受託団体	東京都若者総合相談センター統括責任者
29	青少年	都民安全推進部若年支援担当部長(会長)

連絡調整部会

	分野	構成機関	
1	教育	都教育相談センター	
2	保健 ・ 医療 ・ 福祉	都児童相談センター・児童相談所	
3		都立誠明学園	
4		都女性相談センター	
5		都発達障害者支援センター	
6		都保健所	
7		特別区保健所	
8		都立(総合)精神保健福祉センター	
9		TOKYOチャレンジネット	
10		矯正・ 更生保護等	東京保護観察所
11	都保護司会連合会		
12	警視庁少年センター		
13	雇用	厚生労働省東京労働局職業安定部	
14		東京しごとセンター	
15	その他・ 関係機関	都消費生活総合センター	
16		(公社) 被害者支援都民センター	
17		都人権プラザ	
18		日本司法支援センター東京地方事務所	
19		(特非) 育て上げネット	
20		(特非) 文化学習協同ネットワーク	
21		東京都ひきこもりサポートネット	
22		東京都若者総合相談センター	
23		事務局	都生活文化スポーツ局都民安全推進部

1 目的

人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぐことにより、若者の社会的自立を後押しする。

2 対象

概ね18歳から39歳までの若者本人とそのご家族(都内在住、在勤、在学)、支援者 等

3 内容



若ナビα 若者やそのご家族のための **無料相談窓口**

東京都若者総合相談センター

03-3267-0808

受付時間 月曜日から土曜日まで 11:00~23:00

電話相談、メール相談、LINE相談、面接相談

どんな悩みでも大丈夫！

匿名OK! 相談無料!

若ナビα

R5 12月~ チャットボット相談開始

東京都

〔その他〕

- ・ 非行歴を有する若者への支援のための専門相談員配置
- ・ 地域における支援者に対するノウハウの提供や助言等の支援
- ・ 定期的に「援助方針会議」を開催し、適切な支援先や支援方法を検討
- ・ 「東京都子供・若者支援協議会」を活用した関係機関相互の情報共有、連携強化

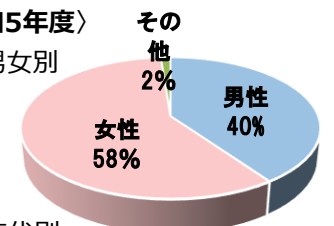
(参考) 相談件数

年度別推移 (R1~R5)

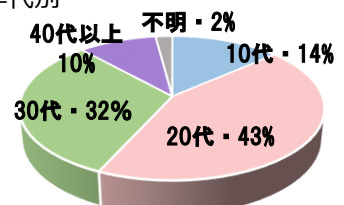
種別	R1	R2	R3	R4	R5
電話	7,172	5,480	3,685	5,899	7,422
メール	683	493	259	217	272
LINE	—	1724	3,015	3,073	4,073
面接	184	181	205	100	49
合計	8,039	7,878	7,164	9,289	11,816

〈令和5年度〉

◆ 男女別



◆ 年代別



18歳以上を含むヤングケアラーに係る現在の都の主な取組について

【ヤングケアラーを早期に把握する環境づくりの推進】

①専用ホームページ「ヤングケアラーのひろば」の運用

ヤングケアラーについて理解を深めるため、ヤングケアラー当事者目線の内容を盛り込んだコンテンツを充実し、ホームページを戦略的に広報することにより、正しい知識の浸透や社会的認知度を向上（「都の取組」や「相談窓口」も紹介）

【ヤングケアラーへの多面的・継続的な支援の拡充】

①若ばた+（若者をサポートするポータルサイト）

18歳になってからも支援が途切れることのないよう、ヤングケアラー等に関する情報を発信

②若ナビα（東京都若者総合相談センター）

ヤングケアラーをはじめ、若者やその家族等からの相談に電話、LINE、メール、面接で対応し、その状況やニーズ・課題の整理を支援

③ヤングケアラー相談支援等補助事業

- ・ピアサポートや家事支援ヘルパー派遣等を行う団体を支援
- ・気軽に悩みや経験を共有できるオンラインサロンを設置・運営する団体を支援
- ・ヤングケアラーへの進路・キャリア等の相談やイベントを実施する団体を支援

④家庭と仕事の両立支援ポータルサイト

ヤングケアラーに関する企業の取組事例や両立体験談等の役立つ情報を発信

【多機関連携の基盤及び情報共有体制の強化】

①ヤングケアラー・コーディネーターの人材育成の実施・配置促進支援

- ・ヤングケアラー・コーディネーターの資質向上のため、事例検討やグループワーク等を活用した研修を実施
- ・ヤングケアラー・コーディネーターの配置促進のため、区市町村への補助を実施

②子供・若者の自立等を支援する機関における連携体制の強化

東京都子供・若者支援協議会において、教育、保健・医療、福祉、雇用等の各分野の関係機関、民間団体、区市町村等が連携して、社会生活を営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施